

## 南伊豆町漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 南伊豆町

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

改 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 8 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	人間排水処理場:昭和62年度 子浦排水処理場:平成8年度 中木排水処理場:平成14年度 妻良排水処理場:平成21年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和5年4月1日より法適(一部適用)を予定している。
処理区域内人口密度	11.30(人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	4処理区域		
処 理 場 数	4処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	使用水量に関係なく負担する基本料金と使用水量によって負担する従量料金で構成された二部料金制になっている。4地区ごとに維持管理費に相違があるため、基本料金と従量料金の設定が異なっている。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	人間、中木及び妻良地区の使用料は、業務用使用料体系の設定はない。 子浦地区の使用料は、業務用使用料体系の設定がある。業務用と一般家庭の使用料体系の違いは、基本料金が業務用(月額2,000円)、一般家庭(月額1,200円)である。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	その他の使用料体系の設定なし		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	別紙に記載	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	別紙に記載

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	当事業の人件費は計上していない。
事 業 運 営 組 織	専従職員はおかず、生活環境課上下水道係の職員が漁業集落施設の維持管理や漁業集落環境整備事業等を兼務し業務にあっている。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	平成26年4月1日から令和6年3月31日まで、4施設共に地元地区と指定管理者協定書を締結している。
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※別紙添付
-------

## 2. 経営の基本方針

当町の漁業集落排水施設は、漁港及び漁場の水域環境や漁業集落の生活改善を図る目的で、入間地区、子浦地区、中木地区及び妻良地区に整備している。施設整備により、各地区の水域環境や集落の生活環境は改善されたが、集落が点在しているため、広域化等の効率化を図ることは難しく、さらに、人口減少及び観光客の減少により使用料収入は減少しているため、年々厳しい経営状況となっている。

しかし、漁業集落排水施設は、生活環境を維持し快適な町民生活を送るためには必要不可欠な施設であり、今後も安定的なサービスを提供するため、子浦地区、中木地区及び妻良地区の施設は、機能保全計画に基づき効率的で適正な施設の更新等を実施する。

また、入間地区の施設は、町及び地区の財政的負担の軽減を図るため、施設の更新ではなく、接続者を対象に浄化槽を設置するための補助金を交付し、完了後に施設を廃止する。

令和5年度からは地方公営企業法の適用に伴い指定管理を解除する予定である。また、使用料については、令和5年度より公共下水道使用料と同額とし、汚水処理全体の平等性及び決算状況を反映させた中で、見直しについて検討する。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

中木漁業集落排水施設及び妻良漁業集落排水施設は、令和元年度に策定した機能保全計画に基づき改築工事を実施することにより、適切な機能保全とライフサイクルコストの低減に務める。

また、入間漁業集落排水施設は、施設の接続者に対して浄化槽を設置するための補助金の交付が完了したため、令和4年度に施設を解体し廃止することにより、将来にわたる維持管理及び更新に係る費用の低減化を図る。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

本計画の主な財源は、使用料収入以外では、国及び県からの補助金や一般会計からの繰入金である。

また、施設の改築工事については、国及び県からの補助金と起債を予定している。なお、新規発行の起債は財政当局と協議し、借入額に半額は、交付税算入率の高い過疎債を予定している。

人口減少及び観光客減少により使用料収入は減少していく予想であり、その不足分を全て使用料で賄うことは、厳しい状況であることは、財政当局とも協議済みである。

一般会計からの繰入金については、現在、起債の元金及び利子の償還金に充てているため、今後の繰入金についても起債の償還金とほぼ同額の繰入を予定している。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費は、法適用に伴い計上するため増加する見込みである。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の広域化に関しては、施設が点在しているため検討の余地はない。基本的には、保全計画に基づき改築更新を行い施設の延命を図っていく予定であるが、将来的には施設の現状にあった規模に変更するなど、地域にあった処理方法の研究・検討をする。
投資の平準化に関する事項	施設それぞれ供用開始の時期が違うため、改築更新の時期をずらして実施する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	各漁業集落の現状を踏まえ、地域にあった運営を研究、検討する。
その他の取組	新たな施設の新設は行わない。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	法適用に伴い公平性を確保するため、地区ごとに異なる使用料を公共下水道事業と同額とする予定である。また、法適用後の使用料については、汚水全体の平等性及び決算状況を反映させた中で検討する予定である。
資産活用による収入増加の取組について	資産が処理施設と管路・設備だけであり、活用できる資産がない。
その他の取組	法適用を行い経営基盤の強化を図る。 また、国庫補助制度の動向を適切にとらえて計画に沿った補助を受けられるようにする。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	漁業集落排水施設のある4地区と平成26年4月1日から令和6年3月31日まで指定管理者協定書を締結している。 法適用後に指定管理を解除するため、上水道事業及び公共下水道事業との包括的な民間委託を検討する。
職員給与費に関する事項	法適用に伴い事務の合理化や職員の適正配置を検討する。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う安価な電気料金への変更や施設の運転方法や機器更新時には、省エネルギー機器などを採用し、動力費等の低減を図る。
薬品費に関する事項	法適用に伴い包括的民間委託をすることにより費用の節減に努める。
修繕費に関する事項	計画的に修繕を行い、施設の延命化を図ることにより維持管理費の軽減に努める。
委託費に関する事項	法適用に伴い包括的民間委託をすることにより費用の節減に努める。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	法適用後の決算状況を反映させた中で、令和6年度に経営戦略の見直しを行い改定を実施する予定である。
---------------------	--

南伊豆町漁業集落排水事業経営戦略

1. 事業概要

(1) 事業の現況

② 使用料

条例上の使用料 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	入間地区	平成30年度	2,200円	実質的な使用料 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	入間地区	平成30年度	2,320円
		令和元年度	2,200円			令和元年度	2,340円
		令和2年度	2,200円			令和2年度	2,360円
	子浦地区	平成30年度	2,400円		子浦地区	平成30年度	3,100円
		令和元年度	2,400円			令和元年度	3,100円
		令和2年度	2,400円			令和2年度	3,080円
	中木地区	平成30年度	3,400円		中木地区	平成30年度	3,860円
		令和元年度	3,400円			令和元年度	4,120円
		令和2年度	3,400円			令和2年度	4,140円
	妻良地区	平成30年度	2,400円		妻良地区	平成30年度	3,600円
		令和元年度	2,400円			令和元年度	3,680円
		令和2年度	2,400円			令和2年度	3,740円

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込み)					
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	35,487	35,568	35,618	35,391	39,385	58,543	90,431	134,120	37,210	40,284	39,557	31,308	29,564
	(1)	営 業 収 益 (B)	15,299	15,505	15,248	15,135	14,686	14,319	13,677	11,896	10,476	10,269	10,066	9,867	9,672
		ア 料 金 収 入	15,299	15,505	15,248	15,135	14,686	14,319	13,677	11,896	10,476	10,269	10,066	9,867	9,672
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
	(2)	営 業 外 収 益	20,188	20,063	20,370	20,256	24,699	44,224	76,754	122,224	26,734	30,015	29,491	21,441	19,892
		ア 他 会 計 繰 入 金	19,684	19,686	19,731	19,188	24,006	34,007	69,887	111,203	21,087	30,015	29,491	21,441	19,892
		イ 国 庫 補 助 金						9,250							
		ウ 地 方 債							5,600	8,600	5,500				
		エ そ の 他	504	377	639	1,068	693	967	1,267	2,421	147				
	2	総 費 用 (D)	22,373	21,868	21,649	21,933	20,305	39,897	74,623	121,214	21,739	19,062	18,684	18,428	18,224
	(1)	営 業 費 用	16,139	16,099	16,356	17,120	15,926	35,986	65,393	108,887	13,404	16,900	16,900	16,900	16,900
		ア 職 員 給 与 費										6,150	6,150	6,150	6,150
		イ そ の 他	16,139	16,099	16,356	17,120	15,926	35,986	65,393	108,887	13,404	10,750	10,750	10,750	10,750
(2)	営 業 外 費 用	6,234	5,769	5,293	4,813	4,379	3,911	9,230	12,327	8,335	2,162	1,784	1,528	1,324	
	ア 支 払 利 息	6,234	5,769	5,293	4,813	4,379	3,911	3,438	3,019	2,594	2,162	1,784	1,528	1,324	
	イ そ の 他							5,792	9,308	5,741					
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	13,114	13,700	13,969	13,458	19,080	18,646	15,808	12,906	15,471	21,222	20,873	12,880	11,340	
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)	7,004	17,606	17,907	67,385	20,949	10,023	23,307	49,066	50,401	23,625	29,474		
	(1)	地 方 債		2,200	2,800	12,600	3,400	2,000	7,500	14,900	21,700	4,700	3,900		
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	7,004	6,946	7,092	7,246	1,629	853	1,163	9,166	6,893				
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		7,490	7,000	42,000	14,000	6,300	14,644	21,269	17,825	15,550	21,192		
	(6)	工 事 負 担 金		970	1,015	5,539	1,920	870		3,731	3,983	3,375	4,382		
	(7)	そ の 他													
	2	資 本 的 支 出 (G)	20,118	31,306	31,876	80,843	40,029	28,669	39,115	61,972	65,872	44,847	50,347	12,880	11,340
	(1)	建 設 改 良 費		10,723	10,815	60,464	20,402	9,201	22,198	46,805	49,943	26,800	35,800		
		うち 職 員 給 与 費													
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	20,118	20,583	21,061	20,379	19,627	19,468	16,917	15,167	15,929	18,047	14,547	12,880	11,340
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 13,114	△ 13,700	△ 13,969	△ 13,458	△ 19,080	△ 18,646	△ 15,808	△ 12,906	△ 15,471	△ 21,222	△ 20,873	△ 12,880	△ 11,340	

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込み)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収支再差引 (E)+(I) (J)													
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)													
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	15,299	15,505	15,248	15,135	14,686	14,319	13,677	11,896	10,476	10,269	10,066	9,867	9,672
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)	243,845	224,362	207,200	199,420	183,193	165,726	161,910	146,742	130,813	112,766	98,219	85,339	74,159

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込み)	令和4年度 (予算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分	19,684	19,686	19,731	19,188	24,006	34,007	69,887	111,203	21,087	30,015	29,491	21,441	19,892
うち基準内繰入金	17,568	17,566	17,569	16,794	24,006	23,379	20,546	18,183	18,764	20,209	16,331	14,408	12,664
うち基準外繰入金	2,116	2,120	2,162	2,394		10,628	49,341	93,020	2,323	9,806	13,160	7,033	7,228
資本的収支分	7,004	6,946	7,092	7,246	1,629	853	1,163	9,166	6,893				
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	7,004	6,946	7,092	7,246	1,629	853	1,163	9,166	6,893				
合 計	26,688	26,632	26,823	26,434	25,635	34,860	71,050	120,369	27,980	30,015	29,491	21,441	19,892

# 経営比較分析表（令和2年度決算）

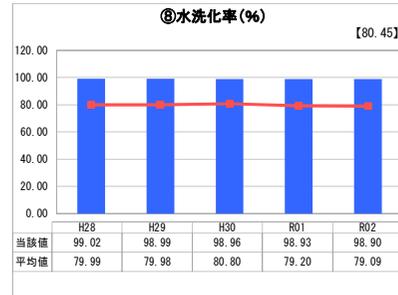
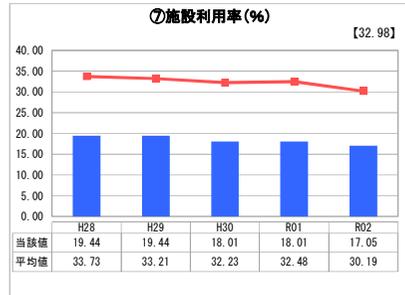
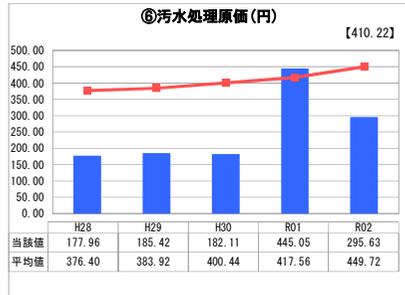
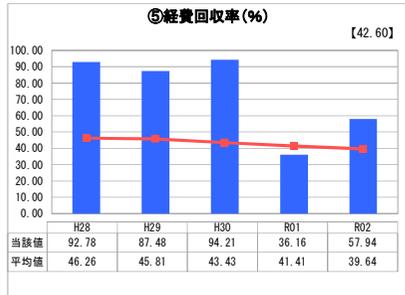
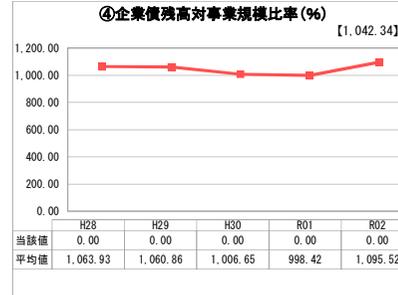
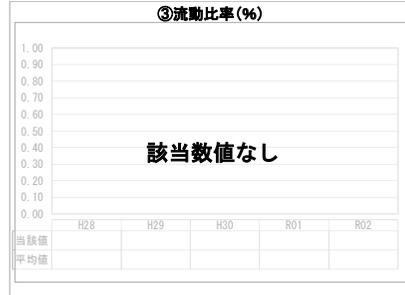
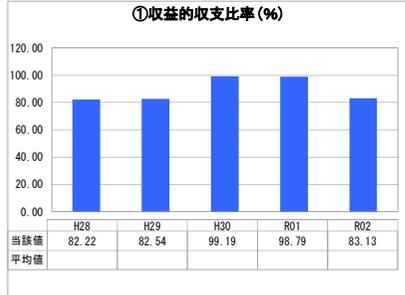
静岡県 南伊豆町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	6.88	100.00	2,400

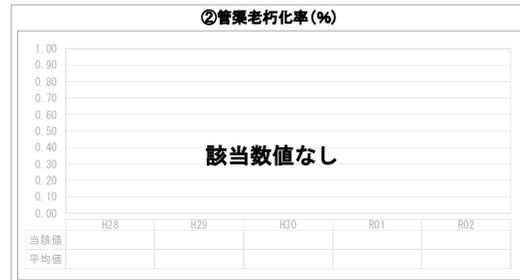
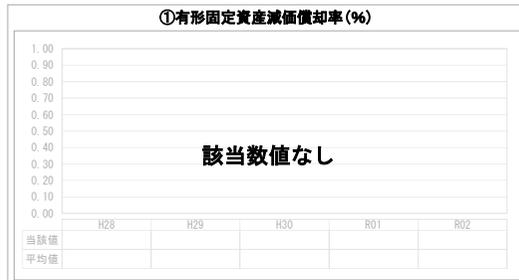
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
8,022	109.94	72.97
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
546	0.36	1,516.67

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 令和2年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

【①収益的収支比率】  
令和2年度は公営企業会計移行に伴う費用が発生したため、前年度より比率が減少している。  
また、比率は100%を下回っているため、使用料の見直しを行う等、経営改善の取り組みが必要である。

【④企業債残高対事業規模比率】  
地方債償還に要する資金の全額が一般会計繰出基準額となることから、一般会計から繰出しを受けたため、比率が0%となっている。今後は施設の老朽化による更新を実施することにより、企業債の増加が見込まれるため、使用料の見直しを行う等、経営改善の取り組みが必要である。

【⑤経費回収率】  
平均値と比較高い値となっている。ただし、比率は100%を下回っており、一般会計からの繰入金で賄っているため、使用料の見直しを行う等、経営改善の取り組みが必要である。

【⑥汚水処理原価】  
平均値と比較低い値となっている。ただし、今後は、人口減少及び施設の老朽化により汚水処理原価の増加が見込まれるため、使用料の見直しを行う等、経営改善の取り組みが必要である。

【⑦施設利用率】  
観光客の流動人口を考慮した施設となっているため、平均値と比較低い値となっている。今後、施設の更新時に人口減少を考慮したダウンサイジング等の検討が必要である。

【⑧水洗化率】  
約99%で推移しているため特に問題はない。

### 2. 老朽化の状況について

【子浦漁業集落排水施設】  
平成8年4月に供用開始した。平成25年度に機能保全計画を策定し、平成28年度から令和元年度の4年間で改築更新を実施し、施設の長寿命化を図った。

【中木漁業集落排水施設】  
平成14年4月に供用開始した。令和元年度に機能保全計画を策定し、令和3年度から令和6年度までの4年間で改築更新を実施し、施設の長寿命化を図る。

【妻良漁業集落排水施設】  
平成21年度に供用開始した。令和元年度に機能保全計画を策定し、令和3年度から令和6年度までの4年間で改築更新を実施し、施設の長寿命化を図る。

【入間漁業集落排水施設】  
昭和62年12月に供用開始し、平成13年度に処理場の改築更新を実施している。今後は、令和2年度より施設の接続者に浄化槽を設置するための補助金を交付し、完了後に施設を廃止し、改築更新及び維持管理費の削減を図る。

### 全体総括

当町の漁業集落排水施設は、地区が点在し、地勢的に処理場の統合は不可能である。  
また、各地区とも、高齢化、人口減少及び観光客の減少が進んでおり使用料収入は減少している。  
施設の維持管理については、各地区と指定管理の協定書を締結しており、必要最低限の費用で運営しているが、接続者の減少及び施設の老朽化により年々厳しい経営状況となっている。  
今後は、令和5年4月より公営企業会計に移行し、経営の見直しを行う。効果的に経営改善を図る必要がある。  
また、企業会計移行後は、汚水処理全体の平等性及び決算状況を反映させた中で使用料の見直しを行う等、経営改善の取り組みが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。